

多監発第 19 号  
令和 3 年 8 月 26 日

多良木町長 吉瀬 浩一郎 様

多良木町監査委員 山 崎 信 治  
多良木町監査委員 坂 口 幸 法

令和 2 年度多良木町財政健全化及び公営企業会計経営健全化審査意見書の  
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項並びに第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年 7 月 1 日付けで審査を求められた令和 2 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率算定に関する書類について審査を終了したので、多良木町監査委員に関する条例第 7 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和2年度

多良木町財政健全化及び公営企業会計  
経営健全化審査意見書

多良木町監査委員

# 令和2年度 多良木町財政健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、多良木町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「財政健全化審査関係書類」という）が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査内容

### (1) 財政健全化審査関係書類について

審査に付された「財政健全化審査関係書類」について、担当課より「健全化判断比率」の算定方法等の説明を受けるとともに、算定の基となる計数について審査を行った。

### (2) 財政状況について

財政状況については、判断の指標となる「健全化判断比率」について、本町の比率と「早期健全化基準」を比較することにより判断した。

#### ア 実質赤字比率

令和2年度の実質赤字比率は黒字であり、早期健全化基準の15.0%の範囲内である。

#### イ 連結実質赤字比率

令和2年度の実質赤字比率は黒字であり、早期健全化基準の20.0%の範囲内である。

#### ウ 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は8.0%で早期健全化基準の25.0%の範囲内であり、前年度の8.6%から0.6%改善している。

#### エ 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は31.3%で早期健全化基準の350.0%の範囲以内であり、前年度の41.7%から10.4%改善している。

### ○ 本町の健全化判断比率と早期健全化基準との比較

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	—	—	15.0%	黒字であるため—で表示
連結実質赤字比率	—	—	20.0%	黒字であるため—で表示
実質公債費比率	8.6%	8.0%	25.0%	
将来負担比率	41.7%	31.3%	350.0%	

## 3 審査結果

(1) 審査に付された「財政健全化審査関係書類」は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 財政状況については、健全化を判断する指標となる健全化判断比率との比較において、すべての比率が早期健全化基準の範囲内であり、問題となる事項は認められないことから、本町の財政は比較的安定した状況にあると判断する。

#### 4 その他参考意見

本町の財政は、上記のとおり、比較的安定した状況にあると判断されるが、全国においては、「緊急財政対策」や「財政非常事態宣言」を行っている自治体が増加するなど、地方財政をめぐる状況は悪化している。財政危機に陥っている自治体の「財政力指数」が必ずしも低いわけではなく、むしろ財政力指数が高い自治体が数多く含まれている。また、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が高いわけではないが、財政非常事態宣言を出している自治体は、「実質単年度収支」の赤字が続いているという共通点がある。

すなわち、毎年度の歳出をその年度の歳入で賄うことができていないため、「財政調整基金」が大きく減少している。

自治体の財政において問題となるのは、負債の大きさではなく、減らすことのできない経費（固定的な経費）の増大といわれている。

令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等の大幅な減収が見込まれており、臨時財政対策債の発行額の大幅な増加が避けられない見込みとなっている。

コロナ対策に係る国や県からの補助金は、何らかの行政活動を行うことを前提として得られる歳入である。その行政活動には、補助金に加えて自団体の財源も投入しなければならない。それゆえ補助金による歳入増が財政を圧迫する可能性もある。また、臨時財政対策債や減収補てん債の起債は、「地方交付税の前借り」と考える必要があり、地方交付税が将来的に減額されていく可能性が高ければ、たとえ交付税措置があったとしても将来の財政が圧迫される可能性がある。さらに、コロナ禍対策の事業経費が固定的な経費となり、将来の財政を圧迫する危険性もある。

将来の世代の能力を超える負担を残さないよう財政運営を行う必要があることから、本町においても実質単年度収支が赤字とならないよう行政活動の抜本的な見直しが必要と考える。

# 令和2年度 多良木町公営企業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、多良木町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「公営企業会計経営健全化審査関係書類」という。）が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

## 2 審査内容

### (1) 公営企業会計経営健全化審査関係書類について

審査に付された「公営企業会計経営健全化審査関係書類」について、担当課より「資金不足比率」の算定方法等の説明を受けるとともに、算定の基となる計数について審査を行った。

### (2) 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率について

上水道事業会計及び下水道事業会計について、決算審査関係帳簿等を確認することにより、令和2年度の収支状況を審査した。

会計名称	資金不足比率		経営健全化 基準	備 考
	令和元年度	令和2年度		
上水道事業会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示
下水道事業特別会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示

## 3 審査結果

(1) 審査に付された「財政健全化審査関係書類」は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率については、上水道事業会計及び下水道事業特別会計とも黒字であり、経営健全化基準である20%の範囲内である。

上水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、358.24%である。また、実質的な資金不足額を把握するため、令和2年度に償還した企業債の金額を流動負債として加算して計算しても実質流動比率は217.8%になり、流動比率の理想値である200%を上回っており、良好な状態と認められる。